

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

(基本情報)

地方公共団体名	荒尾市
計画の名称	荒尾市ゼロカーボン実行プロジェクト
計画期間	令和4年度～令和8年度

1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

(1) 目指す地域脱炭素の姿

★社会的・地理的特性

【地理的特性】

本市は、熊本県の西北端に位置し、東西10km、南北7.5km、面積は約57k m²であり、東には熊本県の県立自然公園に指定された小岱山の森林が広がり、西の有明海にはラムサール条約湿地に登録された荒尾干潟が広がっている。市の中央部には西日本有数の遊園地であるグリーンランドがあり、戸建住宅・集合住宅・地元中小店舗や大型店が共存する、豊かな自然と生活関連機能を兼ね備えた、バランスの良いコンパクトなまちとなっている。

また、公共交通機関や高速道路等を利用して九州各都市へのアクセスに恵まれ、通勤通学をしやすい特性があり、有明海沿岸道路のインターチェンジ整備が事業決定しており、定住人口や交流人口の増加を図るための潜在力を備えている。

【社会的特性】

本市は石炭のまちとして発展してきた経緯を持つが、現在は、「新エネルギーのまち」へと転換を図っている。

本市は自然災害が少ないまちであり、また、本市から最も近い大牟田地方気象観測所の1978年(昭和53年)～2020年(令和2年)の年間平均日照時間は2,000時間を超え、令和2年は2020時間と全国35位の比較的高い日照時間となっており、太陽光発電に適した環境を活かして、市内の大規模な再エネ(太陽光・バイオマス)発電施設では、本市の一般家庭の消費電力の1.6倍の発電が行われている。

従来は域外へ流出していたエネルギー代金を域内で循環させることで本市の経済の活性化及び再エネの積極的活用によるCO₂削減を図るため、2017年に荒尾市、三井物産及びグローバルエンジニアリングの3者間で「地域エネルギーの有効活用等を中心としたまちづくりに関する連携協定」を締結。市所有の公共施設や市内企業等を需要者とする電力の地産地消、次世代自動車等の電動インフラの整備、CO₂削減等の環境に配慮した社会の実現等の連携事項について共同で検討し、それぞれの強みを活かした持続的なまちづくりを目指すこととした。この協定により地域電力会社が設立され、市内の再エネにより発電した電力を一般家庭や事業所に供給し、エネルギー代金の域内循環による収益の一部をまちづくりに還元して地域経済の好循環を図る取組や、カーシェアでもあるAI オンデマンド相乗りタクシー(EV)事業の実装が行われている。

本市の2020年(令和2年)の人口は50,792人、20,891世帯となっており、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にある。「荒尾市人口ビジョン」(2020(令和2)年3月)では、2030年(令和12年)の人口は49,000人程度まで減少すると推計されており、人口減少や少子高齢化による消費低迷による地域経済の縮小、公共交通利用者の減少による路線縮小が予想される。一方で先述のとおり災害が少なく、交通便利性が優れており、市内在住者の約半数が市外に通勤通学しており、本市の強みとして「暮らしやすさ」が挙げられることから、先端技術や情報通信技術の積極的活用により暮らしの利便性を高めることを本市のまちづくりの方向性として打ち出している。また、荒尾市立地適正化計画のもと、荒尾駅周辺と緑ヶ丘地区周辺を中心拠点としたコンパクトなまちづくりに取り組んでいる。

この他、本市は令和2年7月豪雨災害を受け、全国的にも毎年地球温暖化が原因と思わ

れる自然災害が各地で発生していることから、地球温暖化対策としてゼロカーボンシティ宣言を行い、令和4年3月、荒尾市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定した。

★温室効果ガス排出の実態

本市における2018年度の温室効果ガス排出量は210千t-CO₂であり、基準年度の2013年度比で33.3%(105千t-CO₂)減少している。2018年度のCO₂の部門別排出割合は、割合が大きい順に「運輸部門40.6%」、「家庭部門26.8%」、「業務その他部門18.0%」、「産業部門14.6%」であり、また、2018年度における各部門別のCO₂排出割合の2013年度比削減率は「産業部門△31.4%」、「業務その他部門△42.0%」、「家庭部門△50.3%」、「運輸部門△9.1%」となっている。

本市においては、自動車の保有台数が右肩上がりに増加しており、CO₂排出量についても全体の排出量に占める運輸部門の割合が最も多く、また、2013年度比での運輸部門のCO₂排出量の削減割合が最も少なくなっている。

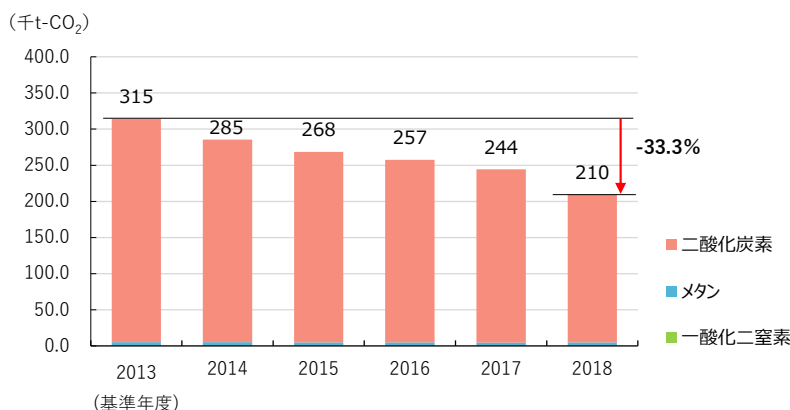


図1 荒尾市の温室効果ガス排出量

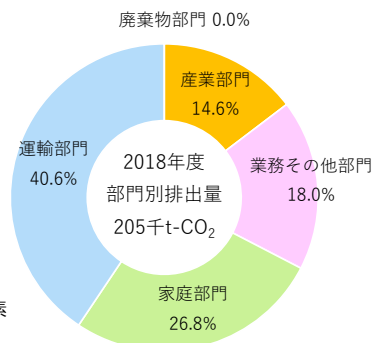


図2 CO₂の部門別排出割合(荒尾市)

★地域の課題

近年全国各地で地球温暖化が原因と考えられる豪雨や台風などの大きな自然災害が発生し、本市も令和2年7月に発生した豪雨災害により床上浸水や土砂崩れなどの被害が発生したことから、地球温暖化対策として、一般家庭や事業所への再エネの導入推進や、蓄電池や次世代自動車、エネルギーマネジメントシステムの導入などにより、地球温暖化対策の推進及び災害に強いまちづくりに取り組む必要がある。

また、全国でもみられる人口減少と少子高齢化の進展に伴い、今後、医療費や介護給付費の増加、消費の低迷による地域経済規模の縮小、市財政の悪化等さまざまな問題が生じる恐れがあるため、域外に流出しているエネルギー代金を、地域電力会社によるエネルギーの地産地消の推進により域内循環させ、地域経済を活性化させる必要があり、本市には、地域電力会社や市内世帯の消費電力の約1.6倍の電力を発電する再エネ発電事業者があるが、再エネの地産地消が市民・事業者に浸透していない状況である。

★これまでの取り組み

① 【取組名(事業名)】 エネルギーの地産地消の推進

【取組の目的】

従来は域外へ流出していたエネルギー代金を域内で循環させることで本市の経済の活性化及び再エネの積極的活用によるCO₂削減を図る。

【取組の概要】

三井物産、荒尾市、グローバルエンジニアリングの3者間で「地域エネルギーの有効活

用等を中心としたまちづくりに関する連携協定」を締結し、地域新電力会社を設立。荒尾市内の太陽光や木質バイオマス等の再生可能エネルギーにより発電した電力を、地域新電力会社が一般家庭や事業所に供給し域内循環を実現することで、脱炭素とエネルギーの地産地消（地域経済の好循環）を推進。

- 市の公共施設（企業局を除く）への電力供給量（令和2年度実績） 7,551,199kwh/年
CO2削減量 2,749トン/年 ※令和3年度から企業局についても電力供給契約を締結

②【取組名（事業名）】 市施設への太陽光発電設備・蓄電池の設置

【取組の目的】

市が率先して公共施設への再エネ設備の導入を行うことにより、市民や事業所への再エネ導入の波及を図るとともに、再生可能エネルギーの積極的な活用によるCO2排出量の削減と、BCP対策の構築を実現する。

【取組の概要】

すでに実施していた市内の小学校等への太陽光発電設備の設置に続き、市の公共施設へ再エネ設備を導入。

再エネで発電した電力を自家消費・最適利用し温室効果ガス排出量の削減をするとともに、荒尾総合文化センターではBCPの取り組みとして蓄電池を活用し、停電時は蓄電した電力を災害対策本部や避難施設に72時間供給可能とした。

- 市庁舎（令和2年7月運用）
 - ・事業費 約3,800万円（総務省「緊急防災・減災事業債」を活用）
 - ・太陽光パネル 19.8kW ・蓄電池 130.4kWh
- 荒尾総合文化センター（令和3年3月運用）
 - ・事業費 約2億2,000万円
（環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」を活用）
 - ・太陽光パネル 200.64kW ・蓄電池 928kWh ・CO2削減量 約97トン/年

③【取組名（事業名）】 次世代自動車の導入・電動インフラの整備

【取組の目的】

再生可能エネルギーの積極的な活用によるCO2排出量の削減と、電気自動車による電力の地産地消や災害対策の実施及び市民・事業所への普及啓発。

【取組の概要】

・公用車への電気自動車、公共施設への充電設備の導入を実施。
 ・三井物産株式会社、日産自動車株式会社、熊本日産自動車株式会社、日産プリンス熊本販売株式会社との5者間で「SDGs達成に向けた連携協定」を締結。SDGsの達成に向け、電気自動車の普及を促進することにより、温室効果ガスの削減、災害対策の強化、防災・環境意識向上、エネルギーマネジメントに取り組み、また、地震等災害時に大規模停電が発生した際に、市が指定する避難所等において自動車販売店より貸与される電気自動車を電力源として活用し、避難所の円滑な運営を行い、市民の安全確保に努める。

・AIオンデマンド相乗りEVタクシー「おもやいタクシー」運行事業を実施。EV（タクシー会社所有：日産リーフ62kwh）を活用したAIオンデマンド相乗りタクシー事業の実施により、交通弱者への移動手段の提供を行うとともに、相乗りや効率的な配車システムにより運輸部門におけるCO2排出量の削減を図るとともに、事業所へのカーシェア事業への波及を図る。EVの充電には地域新電力会社の電力を利用し、電力の地産地消を推進。その他、災害等で避難所が停電した際に、タクシー会社所有のEVを蓄電池として活用するため、市とタクシー会社で協定を締結し、BCP体制を構築している。

④【取組名（事業名）】

荒尾市民病院の新病院建設計画（設計）において省エネ認証を取得

【取組の目的】

エネルギーマネジメントシステム等の省エネ設備の導入を建設段階から行うことにより、省エネ設備導入のコストを削減し、建設当初から最大限の省エネ効果による効果的なCO₂排出量削減を図る。

【取組の概要】

令和5年10月開院予定の新病院建設計画において、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS【ベルス】）の「ZEB」認証を20,000㎡以上の病院として九州で初めて（全国で2例目）取得。高性能な省エネ技術の導入により1次エネルギーの消費量を約26%削減するとともに、ガスコージェネレーションシステムを整備することで約38%まで消費量を削減し、「ZEB Oriented」の認証を取得。

⑤【取組名（事業名）】 市内小学校照明設備のLED化

【取組の目的】

市内小学校はすでに太陽光発電設備を設置済み（H22）であるため、照明のLED化によるさらなるCO₂排出量削減を図るとともに、家庭や事業所へ取組の普及啓発を図る。

【取組の概要】

市内小学校（10校）の照明設備のLED化により、年間消費電力量及びCO₂排出量を削減。

- 使用電力削減量 291,092 kWh
- CO₂削減量 94 トン/年

⑥【取組名（事業名）】 新学校給食センターでの省エネ推進

【取組の目的】

省エネ設備の導入を建設段階から行うことにより、省エネ設備導入のコストを削減し、建設当初から最大限の省エネ効果による効果的なCO₂排出量削減を図る。

【取組の概要】

令和4年9月供用開始予定の新学校給食センター建設設計において、都市ガスを使用することでCO₂排出量を削減。

- CO₂削減量 52 トン/年

★目指す地域脱炭素の姿

【荒尾市が目指す姿】

1. 市内にある再エネ（太陽光・バイオマス）由来の電力を活用し、エネルギーを地産地消するまち
2. 一般家庭・事業者への再エネ導入を促進し、地域においてエネルギーが循環するまち
3. 蓄電池・次世代自動車（EV等）導入促進、エネルギーマネジメントシステムによる災害に強いまち

【対応状況】

1. 三井物産、荒尾市、グローバルエンジニアリングの3者間で「地域エネルギーの有効活用等を中心としたまちづくりに関する連携協定」を締結し、地域新電力会社を設立。市の公共施設の電力について市が先導して電力の切り替えを行い、取組について広報や

ホームページ等にて公表し電力の地産地消についての普及啓発を実施。

2. 市の公共施設(市庁舎、文化センター、学校)へ再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備、EV、EV 充電器)を導入し、取組について広報やホームページ等にて公表し、電力の地産地消についての普及啓発を実施。また、地域電力会社の PPA 事業について広報等で周知活動を実施。

3. 公用車への EV 導入、EV 充電設備の設置(市庁舎、文化センター)を実施。災害時に備え、大規模停電が発生した際に避難所にて個人や法人が所有する電気自動車などで電力供給に協力いただける方を事前登録制で募集。市庁舎及び文化センターに設置した太陽光発電設備と蓄電池を活用し、BCP の取組として、エネルギーマネジメントにより荒尾総合文化センターでは停電時は蓄電した電力の災害対策本部・避難施設への供給を 72 時間可能とした。

【今後の方針】

太陽光発電設備、蓄電池の導入促進によるエネルギーの地産地消を推進するとともに、市民を対象に省エネにつながる行動の情報提供として環境家計簿の全戸配布を行い、事業者を対象に省エネ診断実施やエネルギー使用量を削減する取組事例の周知、設備更新の補助制度の情報提供を行う。また、本市における CO2 排出量の割合が大きい運輸部門での CO2 排出量削減に向けた協議会を設立するなど、行政と市民、事業者が脱炭素社会の実現に向けて一体となって取組を進めていく体制を構築していく。

(2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

【事務事業編】

荒尾市地球温暖化対策実行計画書(第 5 期実行計画)(市の事務及び事業に係る計画)

- ・ 期間 令和 2 年度～令和 7 年度(令和 4 年 3 月改定)
- ・ 目標 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 50%削減
- ・ 取組概要 使用電力量が大きい施設における設備の更新等による省電力化、業務内容の改善及び効率化、省資源・リサイクルの推進等

【区域施策編】

荒尾市地球温暖化対策実行計画

- ・ 期間 令和 4 年度～令和 12 年度(令和 4 年 3 月策定)
- ・ 目標 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 48%削減
- ・ 取組概要 市民生活・事業活動における脱炭素化の推進、自動車の脱炭素化の推進、公共交通の利用促進、再生可能エネルギーの導入及び利活用促進等

★2050 年までに目指す地域脱炭素の姿

本市は、令和 2 年 7 月豪雨災害を踏まえ、地球温暖化対策として、2050 年度までに荒尾市から排出される温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すため、2021(令和 3)年 3 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言した。

令和 4 年 3 月に策定した荒尾市地球温暖化対策実行計画において、再生可能エネルギーの積極的な導入及び利活用を推進し脱炭素のまちづくりを実現することで、市民及び事業者の地球温暖化対策に対する機運を高め、市全域へと波及させる取組の検討を行い、2030 年までに温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 48%削減、2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指す。

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 本計画の目標

本計画による温室効果ガス排出削減量は2,466（トン-CO2削減/年）となる。本市の地球温暖化対策実行計画で掲げる2030年度の目標値は、2013年度比で48%削減、CO2排出量を2018年度実績値から46,000トン-CO2減らす必要があるが、本計画の効果により約9%分に相当する。

前述のとおり、本市の課題として公共施設である市内小中学校、市庁舎及び文化センターなどへの太陽光発電設備等は導入され、BCP対策もなされており、市内にある地域電力会社では卒FIT後の電力の買い取りやPPA事業の取り組みも行われているが、市民や事業者への再生可能エネルギーの導入が浸透していない。これらの課題を解決するため、本市地球温暖化対策実行計画の基本方針の1つに再生可能エネルギーの地産地消を掲げており、重点対策加速化事業の計画においては3,550kwの導入を目標としており、市内の再エネ導入の促進に取り組む。

また、運輸部門からのCO2排出量が多いことから、本市地球温暖化対策実行計画の基本方針に自動車の脱炭素化の推進を掲げており、令和4年度に運輸関係の事業所を対象とした協議会を設立する予定にしており、自動車の脱炭素化を推進していく中で、公用車へのEV車の導入を段階的に行う。

荒尾市地球温暖化対策実行計画（市ホームページ【<http://www.arao.city.lg.jp>】に掲載）において、4つの基本方針を設定し、基本方針ごとに市民、事業者、行政が取り組む内容を記載している。

【基本方針1】「脱炭素（省エネ）につながる行動の推進」

（取組内容）

ゼロカーボンシティを実現するため家庭などにおいて電力使用量の削減に取り組むため、省エネ設備の導入や断熱リフォーム等の情報提供により住宅のZEHやオフィスのZEBなど脱炭素化に取り組めます。

【基本方針2】「脱炭素社会を実現する環境の整備」

（取組内容）

市民・事業者へ次世代自動車の導入を促進するため公用車へのEV車の率先導入を行うとともに、エコドライブ啓発や公共交通機関の利用促進を図る。

【基本方針3】「再生可能エネルギーの地産地消」

（取組内容）

再生可能エネルギー等の導入を促進するため、住宅に太陽光発電システムや蓄電池等導入の補助を検討するとともに、太陽光発電の普及促進に向けて、PPA事業やフリーソーラーなどについて情報提供を行います。再生エネ由来の電力や地域で発電した電力の利用促進を図り、普及啓発を実施します。

・災害時給電自動車登録制度により、大規模停電発生時に避難所等で電力供給に協力できる電気自動車を登録し、災害時に備えます。

（本計画の目標等）

① 温室効果ガス排出量の削減目標	2,466 トン-CO2削減/年
② 再生可能エネルギー導入目標	3,550kW
(内訳) ・太陽光発電設備	3,550kW
③ その他地域課題の解決等の目標	(定性的又は定量的に記載)
④ 総事業費	1,671,538,000円 (うち交付対象事業1,671,538,000円)

⑤ 交付限度額	788,937,000 円
⑥ 交付金の費用効率性	18 千円/トン-CO2 (交付金の限度額を累積の温室効果ガス排出量の削減目標で除す)

(2) 申請事業

①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所向けに太陽光発電設備及び蓄電設備を導入 ・一般家庭向けに自家消費型屋根置き太陽光発電設備及び蓄電設備を導入 	6 件 【発電】 20kW/ 1 件 【蓄電】 100kwh/ 1 件 60 戸 【発電】 4kW/1 戸 【蓄電】 6kwh/1 戸
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・荒尾市役所駐車場(160 台駐車可)全体にカーポート形式の自家消費型太陽光発電設備の導入 ・荒尾市リレーセンター駐車場に太陽光発電設備・蓄電池を導入 ・民間事業所向けに屋根上太陽光発電設備及び蓄電設備を導入 ・一般家庭向けに屋根上自家消費型屋根置き太陽光発電設備及び蓄電設備を導入 	(1 件、231kW) (1 件、15kW) 6 件 【発電】 20kW/ 1 件 【蓄電】 100kwh/ 1 件 60 戸 【発電】 4kW/1 戸 【蓄電】 6kwh/1 戸
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所向けに屋根上太陽光発電設備及び蓄電設備を導入 ・一般家庭向けに屋根上自家消費型屋根置き太陽光発電設備及び蓄電設備を導入 	6 件 【発電】 20kW/ 1 件 【蓄電】 100kwh/ 1 件 60 戸 【発電】 4kW/1 戸 【蓄電】 6kwh/1 戸
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・荒尾市ウェルネス拠点施設（【新】道の駅）の屋根上には、屋根置き型と蓄電池を設置。駐車場にはカーポートタイプ太陽光発電設備、蓄電池をそれぞれ導入 ・民間事業所向けに太陽光発電設備及び蓄電設備を導入 ・一般家庭向けに自家消費型屋根置き太陽光発電設備及び蓄電設備を導入 	屋根上 【発電】 349kW 【蓄電】 240kwh 駐車場 【発電】 1,155kW 【蓄電】 250kwh 6 件 【発電】 20kW/ 1 件 【蓄電】 100kwh/ 1 件 60 戸 【発電】 4kW/1 戸 【蓄電】 6kwh/1 戸
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所向けに太陽光発電設備及び蓄電 	6 件

	設備を導入 ・一般家庭向けに自家消費型屋根置き太陽光発電設備及び蓄電設備を導入	【発電】 20kW/ 1 件 【蓄電】 100kwh/ 1 件 60 戸 【発電】 4kW/1 戸 【蓄電】 6kwh/1 戸
--	--	---

② 地域共生・地域裨益型再エネの立地

令和 4 年度		
令和 5 年度		
令和 6 年度		
令和 7 年度		
令和 8 年度		

③ 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導
該当なし

④住宅・建築物の省エネ性能等の向上

令和 4 年度	・一般家庭向けに ZEH+を導入	6 件
令和 5 年度	・一般家庭向けに ZEH+を導入 ・一般家庭向けに ZEH を導入	2 件 7 件
令和 6 年度	・一般家庭向けに ZEH+を導入 ・一般家庭向けに ZEH を導入	2 件 7 件
令和 7 年度	・一般家庭向けに ZEH+を導入 ・一般家庭向けに ZEH を導入	2 件 8 件
令和 8 年度	・一般家庭向けに ZEH+を導入 ・一般家庭向けに ZEH を導入	2 件 8 件

⑤ゼロカーボン・ドライブ

令和 4 年度		
令和 5 年度	EV 公用車 (EV 軽貨物商用バン) 及び急速充電設備を導入	(1 台)
令和 6 年度	EV ごみ収集車導入及び急速充電設備を導入 EV 公用車 (EV 軽貨物商用バン) 及び急速充電設備を導入	(1 台) (1 台)
令和 7 年度	EV ごみ収集車導入及び急速充電設備を導入 EV 公用車 (EV 軽乗用車) 及び普通充電設備を導入	(1 台) (1 台)
令和 8 年度	EV 公用車 (EV 軽自動車) 及び普通充電設備を導入 EV 公用車 (EV 軽貨物商用バン) 【環境保全課専用】 及び普通充電設備を導入	(1 台) (1 台)

(3) 事業実施における創意工夫

- ・市庁舎駐車場にカーポート型太陽光発電設備及び蓄電池を設置し、建物屋上以外の有効活用し再エネの導入を図る。併せて、EV 充電設備及び EV 公用車を導入し、次世代自動車への転換を図る。

- ・清掃事務所に太陽光発電設備、EV 充電設備及び EV 清掃車を導入することにより、次世代自動車への転換を図る。
- ・公用車及び EV 清掃車の導入により災害発生時の BCP 対策・給電支援として活用する。

(4) 事業実施による波及効果

- ・公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池の導入、事業の周知により市民及び事業者への再エネ導入の促進を図る。
- ・公共施設への太陽光発電設備導入を地域電力会社が実施する PPA により行うことで、市民及び事業者へ PPA の周知啓発を図り、PPA の取組と併せて地域電力会社を活用したエネルギーの地産地消を推進する。
- ・公用車への EV 車として低価格で実用的な軽貨物商用バン、軽乗用車を導入することで、日常業務において安価に CO2 排出削減に取り組めることを市民に啓発する。
- ・公用車及び EV ごみ収集車の導入により、行政が率先して次世代自動車への転換を図ることで、市民や事業者の自動車の脱炭素化を推進する。
- ・本市ウェルネス拠点施設（道の駅）駐車場に、カーポート型太陽光発電設備及び EV 充電設備を設置することにより、施設利用者に EV 車への転換の啓発を図る。

(5) 推進体制

荒尾市地球温暖化対策実行委員会（仮称）を中心に荒尾市全体で CO2 排出削減に取り組む。本市にある「荒尾市地球温暖化対策及び省エネルギー推進会議」において、令和 4 年 3 月に策定した荒尾市地球温暖化対策実行計画の内容も踏まえて本事業計画の推進を図る。併せて、本事業計画に関連する関係部署との連携を図り、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進する。

この他、本事業計画に挙げている再エネ導入について、市民及び事業者への導入を促進するため、初期費用を負担することなく太陽光発電設備を導入できる PPA 事業を行っている地域電力会社と連携し、再エネの導入及びエネルギーの地産地消に取り組む。

また、荒尾市地球温暖化対策実行計画の策定に携わった荒尾市環境審議会（学識経験者・事業者・市民から構成）においても、本事業計画を推進するにあたり荒尾市地球温暖化対策実行計画との整合が図られているか確認するため、推進体制の一員として参加いただく。

本市の課題の一つである運輸部門からの CO2 排出量削減に取り組むため、市内の運送関係の事業所を対象として、自動車の脱炭素化を推進する協議会を令和 4 年 7 月頃までに設立し、事業所での次世代自動車や関連設備の導入、エコドライブの推進等に関する取り組みを検討する。当該協議会にも推進体制に入ってもらい、公用車への EV 導入による市民・事業者への波及効果をより効果的にするため、当該協議会の取り組みにも事業計画の内容を反映させる。

「荒尾市地球温暖化対策及び省エネルギー推進会議」

- 委員：市民環境部長、総務課長、総合政策課長、財政課長、環境保全課長、土木課長、市民病院総務課長、企業局総務課長、教育委員会教育振興課長

「本事業計画関係部署」

別添様式 2

- 委員：産業振興課長(民間企業への再エネ導入の推進、道の駅への再エネ導入)
公共施設マネジメント推進室長(公共施設の管理、省エネ推進)

「株式会社有明エナジー」

- 太陽光発電設備の導入に係る PPA の推進、エネルギーの地産地消を推進。

運輸部門からの CO2 排出量削減協議会（令和 4 年 7 月頃設立予定）

- 本市の部門別 CO2 排出量が最も多い運輸部門の排出量を削減するため、市内運輸関係事業者からなる協議会を設立し、自動車の脱炭素化を推進する。

3. その他

(1) 財政力指数

令和 2 年度 荒尾市財政力指数 0.494

(2) 地域特例

※これについては該当しない